

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区佐野町一丁目六番地、最後の住所愛知県愛知郡東郷町北山台三丁目九番地三四 被相続人 亡 杉山 忠信
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番三号
T C F丸の内ビル セントラル法律事務所
相続財産清算人 弁護士 奥村 真由

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区平野本町一丁目一七番地、最後の住所三重県津市一身田平野一八番地五七 被相続人 亡 福西 佑介
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

三重県津市中央三番二九号
相続財産清算人 弁護士 倉田 嚴園

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県守山市古高町一一番地三、最後の住所滋賀県野洲市北比江三番地二 被相続人 亡 川上 英司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

滋賀県守山市守山六丁目一番一号 ナチュラルビル二〇一号 くすのき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 西村 一彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区一条通御前通西入下る大東町八四番地四八、八四番地四九、最後の住所京都市上京区一条通御前通西入下る大東町八四番地の四八、八四番地の四九 被相続人 亡 北村 よし
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

大阪府大阪市北区西天満二丁目八番五号西天満大治ビル五階B
相続財産清算人 弁護士 山本 一貴

令和八年十月九日

京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル八階 弁護士法人みやこ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 後藤 隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区山坂五丁目三一番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区田辺四丁目一八番八号 被相続人 亡 磯田 幸孝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

大阪府東大阪市下六万寺町三丁目二番一五号 被相続人 亡 二宮 廣義
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市四条町六番、最後の住所大阪府東大阪市中六万寺町三丁目二番一五号 被相続人 亡 二宮 廣義
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

大阪府西成区本町一丁目四番二号ブライム本町ビルディング五階
相続財産清算人 弁護士 中尾 貴則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市東園田町六丁目四六番地一、最後の住所兵庫県尼崎市東園田町六丁目四六番地の一 二一〇一 被相続人 亡 田岡 淳次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

大阪府大阪市北区西天満二丁目八番一五号江ビル四〇五号 長野総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 奥村 裕和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市吉原町一三六一番地、最後の住所香川県観音寺市豊浜町姫浜一〇一番地二 笑歩会 豊浜 被相続人 亡 秋山 浩二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

香川県丸亀市本町二五番地 久保ビル馬場法律事務所
相続財産清算人 弁護士 馬場 俊夫

令和八年十月九日

本籍広島県広島市安佐南区長束三丁目甲八七五番地一、最後の住所福岡県宗像市田久三丁目一一番一特別養護老人ホームあかま 被相続人 亡 幸本 一昭
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

福岡県福岡市中央区大名一一一五一一三三福岡セントラルビル六階
相続財産清算人 弁護士 藏 健一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉市比良松一九八番地、最後の住所福岡県柳川市三橋町下百町二二番地一エイリックススタイル柳川駅前II三〇二号 被相続人 亡 古賀 隆之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

福岡県久留米市城南町二二一〇法務会館ビル五階 のぞみ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 坂口 康

第12期決算公告

令和8年10月9日
東京都荒川区東日暮里五丁目16番1ー1904

リーデンスタワー

株式会社ドリムハウス

代表取締役 青山 雪音

貸借対照表の要旨(令和8年7月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資 産	32,965
流動資産	907,883
固定資産	940,848
負債純資産及び部	492,849
流動負債	454,155
固定負債	△6,156
資本剰余金	10,000
利益剰余金	△16,156
その他利益剰余金	△16,156
うち当期純損失	(12,769)
負債・純資産合計	940,848

第3期決算公告

令和8年10月9日

東京都台東区松が谷一丁目14番14号

ニューロング株式会社内

ニューロングマシンテック株式会社

代表取締役 巻 秀樹

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資 産	8,339
流動資産	8,339
固定資産	180
負債純資産及び部	8,159
流動負債	20,000
固定負債	△11,840
資本剰余金	△11,840
利益剰余金	△11,840
その他利益剰余金	(4,057)
うち当期純損失	(4,057)
負債・純資産合計	8,339

第13期決算公告

令和8年10月9日

東京都八王子市七国一丁目7番7号

株式会社TAKI GAWA

代表取締役 滝川 勝信

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資 産	629,783
流動資産	4,801,179
固定資産	514
負債純資産及び部	5,431,477
流動負債	67,301
固定負債	5,364,175
資本剰余金	10,000
利益剰余金	30,850
その他利益剰余金	30,850
うち当期純利益	5,323,325
うち当期純損失	5,323,325
負債・純資産合計	(27,962)
負債・純資産合計	5,431,477